



三重県発注工事における技術者の取り扱いについて

令和7年4月1日改正



令和6年の建設業法の改正（令和6年12月施行、令和7年2月施行）に伴い、専任を要する工事を兼務できる技術者が「専任特例1号」と「専任特例2号」に分別されました。

専任とは

他の工事現場に係る職務を兼務せず、勤務中は常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していること。（請負金額が4,500万円(建築一式工事9,000万円)以上が対象)

専任特例1号

建設業法の改正により、主任（監理）技術者は、本来、専任しなければならない請負金額（4,500万円）以上の工事でも、情報通信技術の活用や連絡員を配置するなどの要件を満たすことで、1億円までは工事現場を兼務することが可能です。

この際の主任（監理）技術者を「専任特例1号」といいます。

専任特例2号

専任を要する工事現場における監理技術者は、監理技術者補佐を専任で配置することで他の工事現場を兼務することが可能です。この際の監理技術者を特例監理技術者と呼んでいましたが、改正建設業法では「専任特例2号」といいます。（下請金額の総額が5,000万円(建築一式工事8,000万円)以上の場合は監理技術者の配置が必要)



さらに、「営業所技術者等」という概念が追加され、専任特例が設けられました。

営業所技術者等とは

営業所ごとに専任で配置されている「営業所における専任の技術者（いわゆる営専）」の名称が「営業所技術者等」に変更されました。

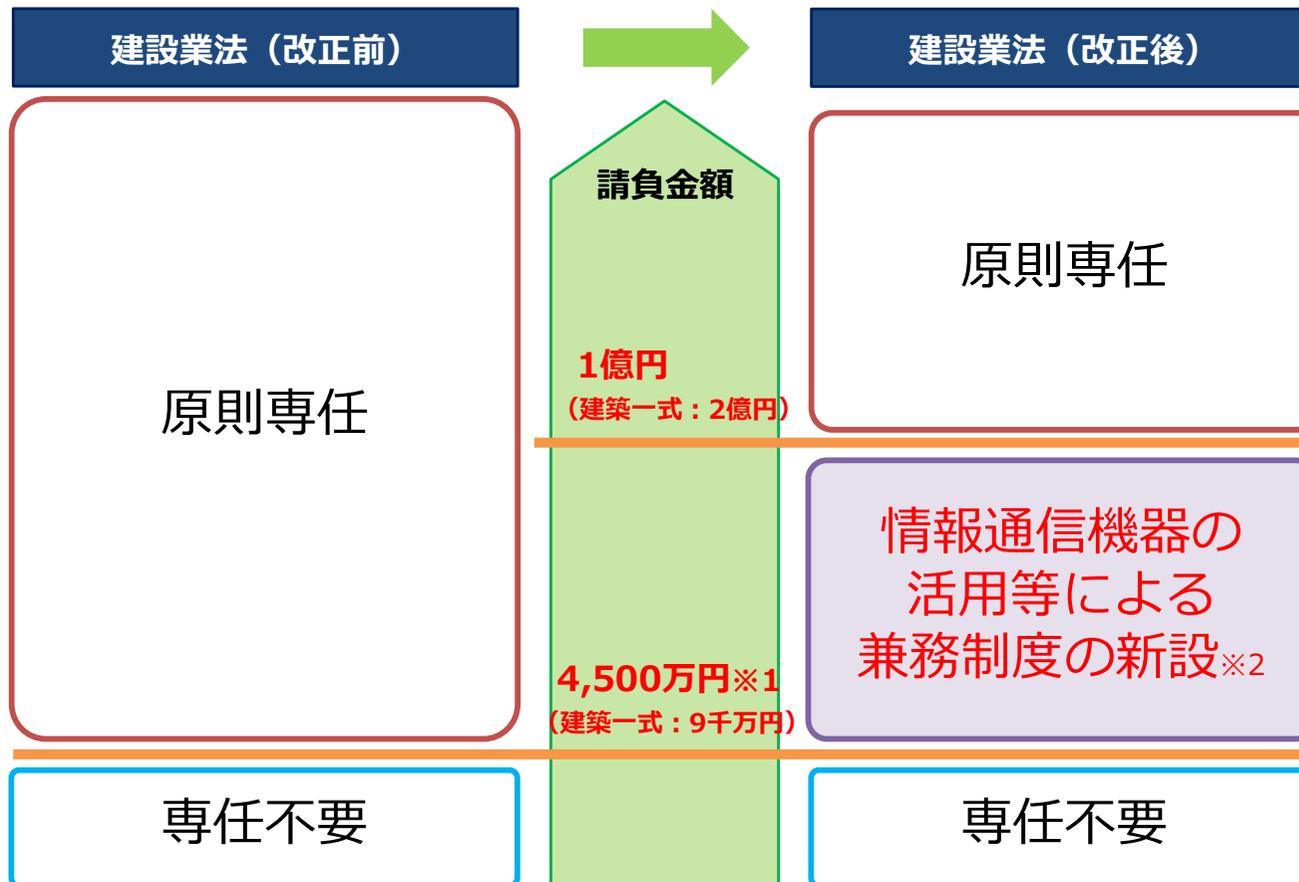
具体的には、一般建設業許可を取得した企業の「営業所技術者」と特定建設業許可を取得した企業の「特定営業所技術者」を総称して「営業所技術者等」といいます。

専任特例営業所技術者

建設業法の改正により、営業所技術者等は、本来、専任しなければならない請負金額（4,500万円）以上の工事でも、情報通信技術の活用や連絡員を配置するなどの要件を満たすことで、1億円までは工事現場の主任（監理）技術者を兼務することが可能です。
この際の主任（監理）技術者を「専任特例営業所技術者」といいます。



- 建設工事に置くことが求められている主任技術者又は監理技術者について、請負金額が4,500万円(9,000万円)以上の場合には、工事現場毎に専任で置くこととされています。
- 令和7年4月1日以降の公告又は指名通知案件から、専任を要する工事においても、**情報通信機器を活用する等の一定の要件を満たすことで兼務することができます。**



※専任特例1号は、現場代理人（兼務する工事も含む）、建設業法上の営業所技術者及び特定営業所技術者又は建設業法上の経營業務の管理責任者又は建設業法施行令第3条に規定する使用人とは兼務できません。

※1：近年の建設工事費の高騰に伴い金額が4,000万円から4,500万円(建築一式：9,000万円)に引き上げられました。(令和7年2月1日施行)

※2：主任技術者・監理技術者に適用可能



【兼務の要件】

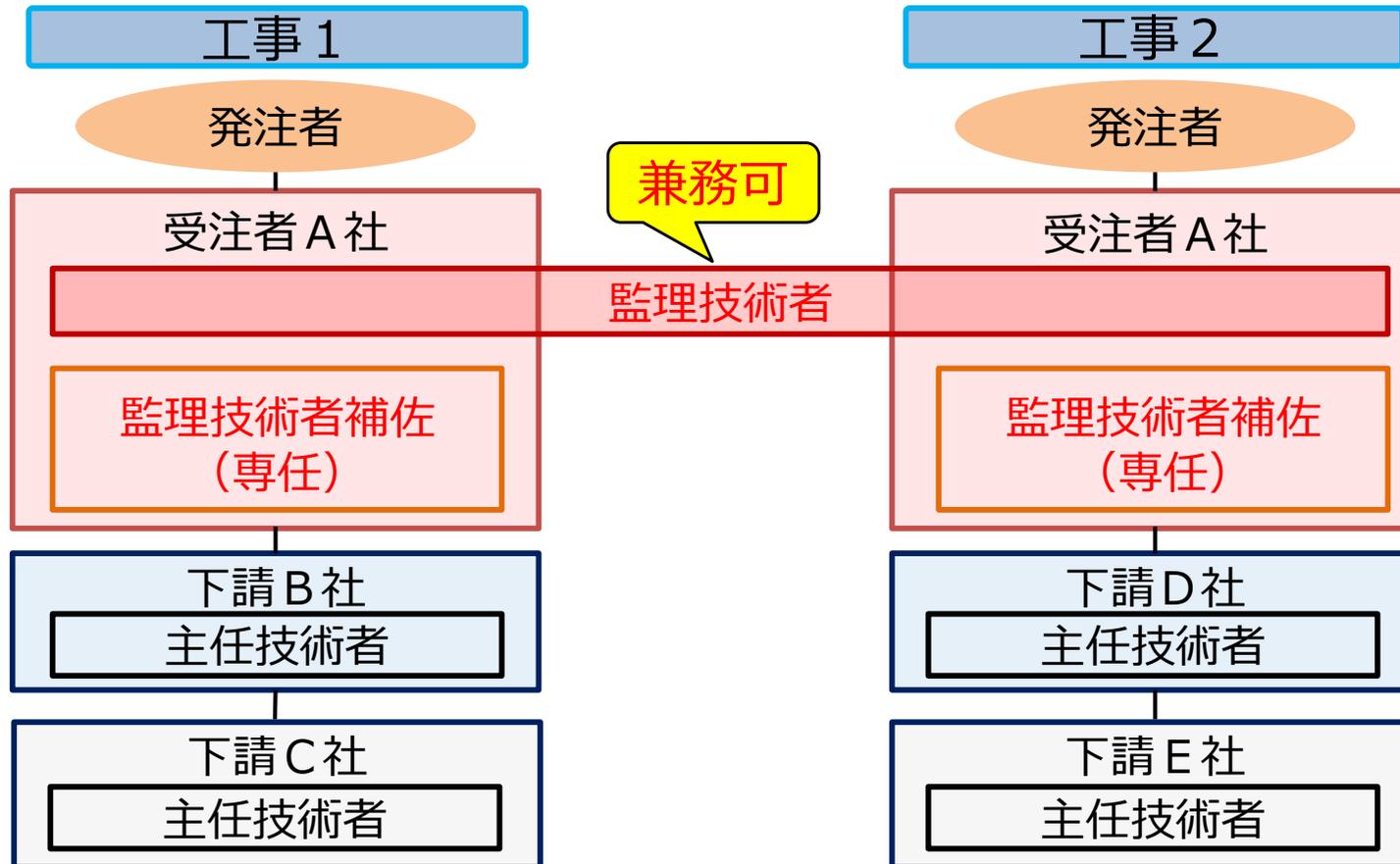
	建設業法(改正後)	三重県発注工事	
請負金額	1億円未満(建築一式工事の場合は2億円未満) ※工事途中で請負金額が1億円以上(2億円以上)となった場合は、監理技術者等を工事毎に専任で配置する	同左	<p>事後審査時に技術者を確認する場合 企業要件(施工実績)及び配置予定技術者(資格及び施工実績)届出書(様式第2-1号)に加え、専任特例1号の主任技術者等配置予定届出書(様式第2-2号)で確認する。</p> <p>契約時に技術者を確認する場合 契約時における専任特例1号の主任技術者等チェックリスト(別記様式2)で確認する。</p>
兼務現場数	2以下	同左	
低入札	—	低入札工事でないこと	
連絡員の配置	監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者の配置(土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事と同業種の実務経験を1年以上有する者)	同左	
人員の配置を示す計画書の作成、保存等	人員の配置の計画書を作成し現場に据え置く	同左	
現場状況を確認するための情報通信機器の設置	工事現場以外の場所から当該工事現場の状況を確認するための情報通信機器の設置(*1)	同左	
工事現場間の距離	1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内(片道)	2つの工事現場が同一建設事務所管内又は隣接する建設事務所管内であること	
下請次数	3次まで ※工事途中で下請次数が3を超えた場合は、監理技術者等を工事毎に専任で配置する	2次まで(建築一式工事は3次まで) ※工事途中で下請次数が2を超えた(3を超えた)場合は、監理技術者等を工事毎に専任で配置する	
施工体制を確認できる情報通信技術の措置	主任技術者又は監理技術者がCCUS等を活用し遠隔から現場作業員の入退場が確認できること。 (*2)	主任技術者又は監理技術者がCCUS等を活用し遠隔から現場作業員の入退場が確認できること。 なお、当面の間は電子メールにより提出された作業日報等で作業員の入退場を確認できれば有効とする。	

(*1) 情報通信機器については、遠隔の現場との必要な情報のやりとりを確実に実施できるものであればよく、一般的なスマートフォンやタブレット端末、WEB会議システムでも構いません。また、通信環境については、例えば、山間部等における工事現場において、遠隔からの確実な情報のやりとりができない場合はこの要件に該当しません。

(*2) 情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとし、CCUS又はCCUS とAPI 連携したシステムであることが望ましいですが、その他のシステムであっても、遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステムであれば可能です。



- 監理技術者の職務を補佐する者（監理技術者補佐）を、当該工事現場ごとに専任で置く場合には監理技術者の兼務が可能です。（下請金額の総額が5,000万円(建築一式工事 8,000万円)以上で監理技術者の配置が必要な工事が対象）



※専任特例 2号は、現場代理人（兼務する工事も含む）、建設業法上の営業所技術者及び特定営業所技術者又は建設業法上の経營業務の管理責任者又は建設業法施行令第3条に規定する使用人とは兼務できません。
 ※監理技術者補佐は、本工事に専任で配置すること。他工事の現場代理人・主任技術者等、建設業法上の営業所技術者及び特定営業所技術者又は建設業法上の経營業務の管理責任者又は建設業法施行令第3条に規定する使用人とは兼務できません。
 ※近年の建設工事費の高騰に伴い監理技術者の配置が必要な下請金額が4,500万円から5,000万円(建築一式：8,000万円)に引き上げられました。
 (令和7年2月1日施行)



【兼務の要件】

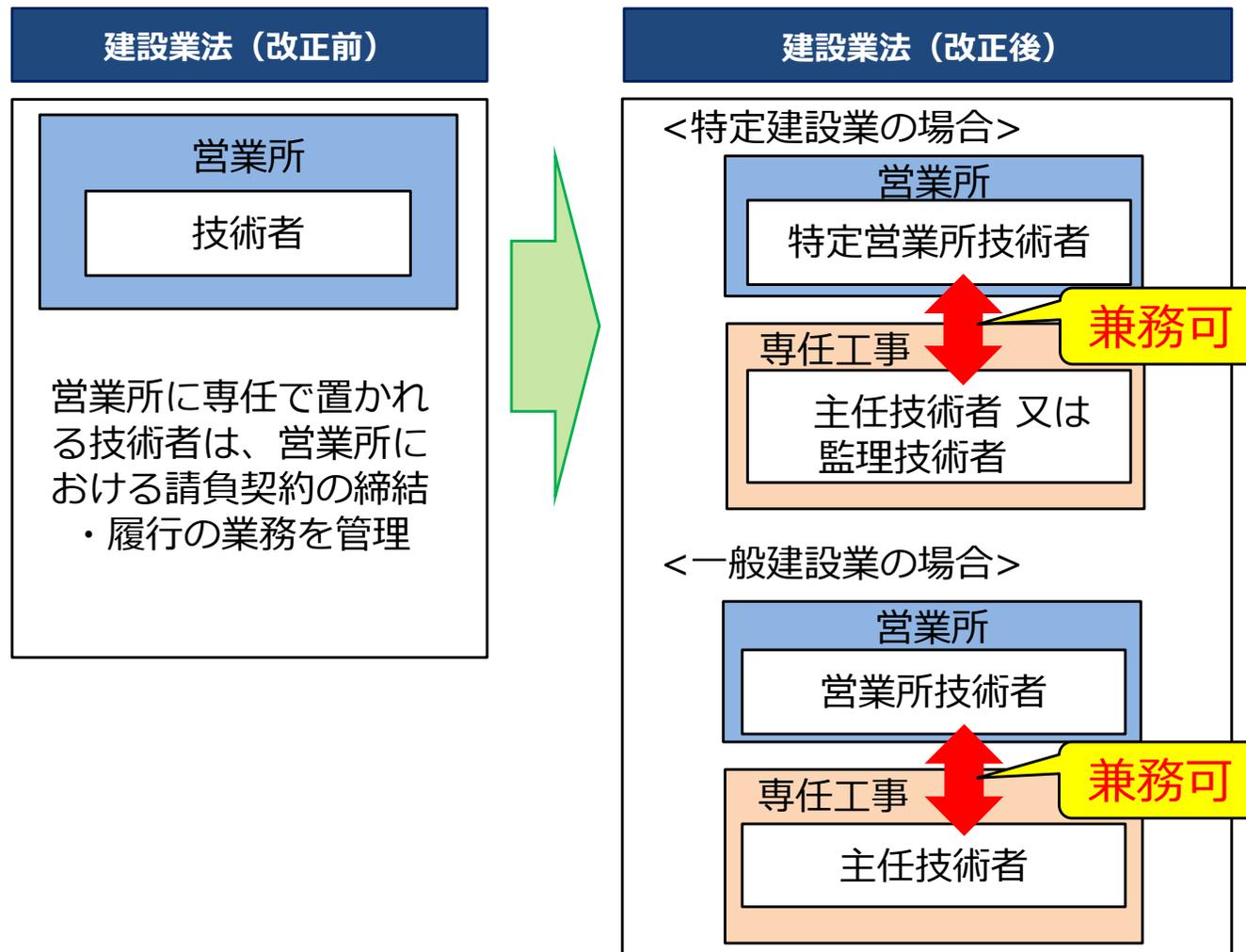
	建設業法(改正後)	国土交通省	三重県発注工事
予定価格	—	3億円未満	同左
兼務現場数	2以下	2以下	同左
技術的難度	—	工事の技術的難易度が原則Ⅲ以上の工事でないこと	技術的難度が高くないこと
低入札	—	—	低入札工事でないこと
施工体制	—	24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事でないこと	同左
工事現場間の距離	—	特記仕様書において指定	2つの工事現場が同一建設事務所管内であること
対象工事	—	特記仕様書において指定	公共工事であること。県発注工事に限らず、国・市町など公共機関等の発注工事も対象とする
監理技術者補佐	専任配置	専任配置	同左
監理技術者補佐の資格	主任技術者の資格を有する者のうち、次のいずれかに該当する者 ・1級の技術検定の第1次検定に合格した者 ・監理技術者の資格を有する者	主任技術者の資格を有する者のうち、次のいずれかに該当する者 ・1級の技術検定の第1次検定に合格した者 ・監理技術者の資格を有する者	同左
雇用関係	—	直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。	同左
監理技術者の役割	—	施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること	同左
連絡体制	—	監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること	同左
監理技術者補佐の役割	—	監理技術者補佐が担う業務等について明らかにすること	同左

事後審査時に技術者を確認する場合
企業要件(施工実績)及び配置予定技術者(資格及び施工実績)届出書(様式第2-1号)に加え、専任特例2号の監理技術者配置予定届出書(様式第2-3号)で確認する。

契約時に技術者を確認する場合
契約時における専任特例2号の監理技術者チェックリスト(別記様式3)で確認する。



○営業所ごとに専任で置くことが求められている営業所技術者等について、令和7年4月1日以降の公告又は指名通知案件から、**情報通信機器を活用する等の一定の要件に合致する工事を兼務することができます。**



※専任特例営業所技術者は、現場代理人、建設業法上の経營業務の管理責任者又は建設業法施行令第3条に規定する使用人と兼務できません。



【兼務の要件】

	建設業法(改正後)	三重県発注工事	
工事契約	当該営業所において締結された工事であること	同左	<p>事後審査時に技術者を確認する場合 企業要件(施工実績)及び配置予定技術者(資格及び施工実績)届出書(様式第2-1号)に加え、 専任特例営業所技術者の主任技術者等配置予定届出書(様式第2-4号)で確認する。</p> <p>契約時に技術者を確認する場合 契約時における専任特例営業所技術者の主任技術者等チェックリスト(別記様式4)で確認する。</p>
請負金額	1億円未満(建築一式工事の場合は2億円未満) <small>※工事途中で請負金額が1億円以上(2億円以上)となった場合は、監理技術者等を工事毎に専任で配置する</small>	同左	
兼務現場数	1工事現場	同左	
低入札	—	低入札工事でないこと	
連絡員の配置	監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者の配置(土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事と同業種の実務経験を1年以上有する者)	同左	
人員の配置を示す計画書の作成、保存等	人員の配置の計画書を作成し現場に据え置く	同左	
現場状況を確認するための情報通信機器の設置	工事現場以外の場所から当該工事現場の状況を確認するための情報通信機器の設置(*1 P.4)	同左	
営業所と工事現場の距離	1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内(片道)	営業所が工事現場と同一建設事務所管内又は隣接建設事務所管内にあること	
下請回数	3次まで <small>※工事途中で下請回数が3を超えた場合は、監理技術者等を工事毎に専任で配置する</small>	2次まで(建築一式工事は3次まで) <small>※工事途中で下請回数が2を超えた(3を超えた)場合は、監理技術者等を工事毎に専任で配置する</small>	
施工体制を確認できる情報通信技術の措置	主任技術者又は監理技術者がCCUS等を活用し遠隔から現場作業員の入退場が確認できること。 (*2 P.4)	主任技術者又は監理技術者がCCUS等を活用し遠隔から現場作業員の入退場が確認できること。 なお、当面の間は電子メールにより提出された作業日報等で作業員の入退場を確認できれば有効とする。	



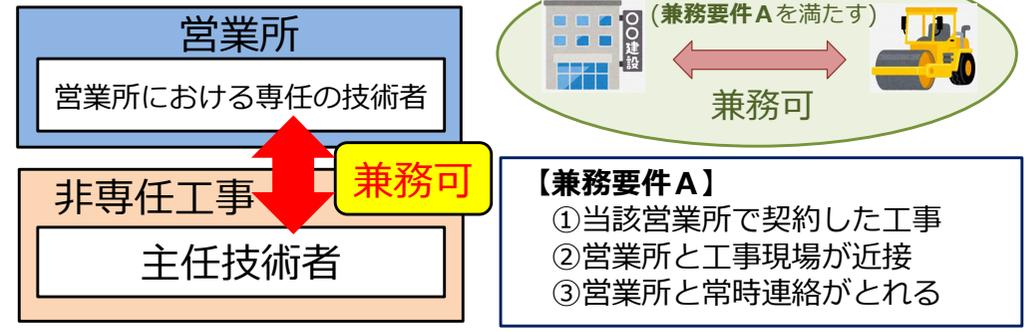
専任特例営業所技術者について（非専任の工事の場合）

○営業所と工事現場が近接している場合、営業所における専任の技術者は非専任の工事を兼務できましたが、令和7年4月1日以降の公告又は指名通知案件から、これに加え、**営業所と工事現場が近接していない場合も、情報通信機器を活用する等の一定の要件に合致する工事を兼務することができます。**

【請負金額 4,500万円未満（建築一式工事は9000万円未満）】

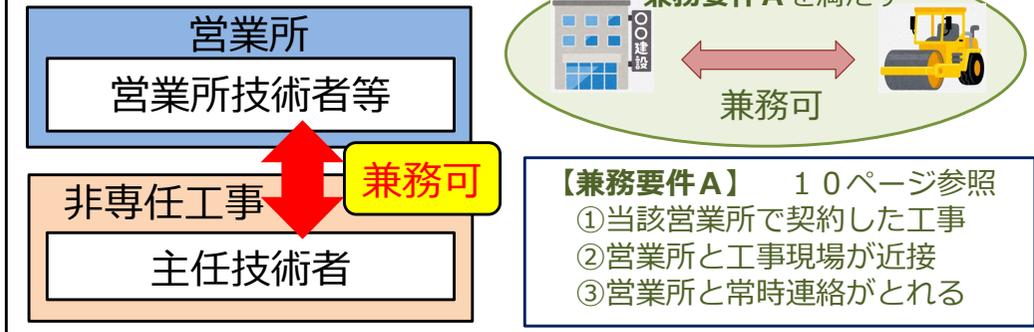
建設業法（改正前）

<営業所と現場が近接等の場合>

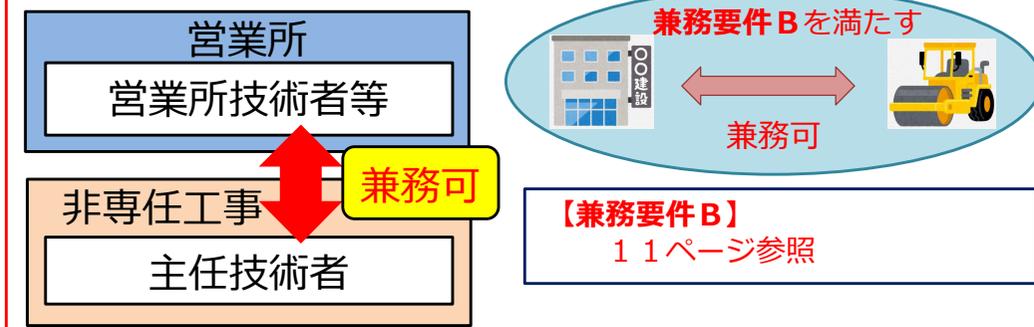


建設業法（改正後）

<営業所と現場が近接等の場合>



<営業所と現場が近接していない場合>



追加

※営業所と現場が近接等の場合：専任特例営業所技術者は、建設業法上の経營業務の管理責任者又は建設業法施行令第3条に規定する使用人と兼務できます。
 ※営業所と現場が近接していない場合：専任特例営業所技術者は、現場代理人、建設業法上の経營業務の管理責任者又は建設業法施行令第3条に規定する使用人と兼務できません。



【請負金額 4,500万円未満（建築一式工事は9000万円未満）】

【兼務要件A】 営業所と現場が近接しているなどの条件を満たしている場合

（営業所が工事現場と同一建設事務所管内にある場合）

	建設業法(改正後)	三重県発注工事	
工事契約	当該営業所で締結された工事	同左	事後審査時に技術者を確認する場合 企業要件(施工実績)及び配置予定技術者(資格及び施工実績)届出書(様式第2-1号)で確認する。 契約時に技術者を確認する場合 契約時における主任技術者又は監理技術者チェックリスト(別記様式1)で確認する。
兼務現場数	制限なし	1工事現場(三重県発注工事に限る)	
低入札	—	低入札工事でないこと	
営業所と工事現場の距離	営業所と工事現場が近接	営業所が工事現場と同一建設事務所管内にあること	
営業所との連絡	営業所と常時連絡がとれる	同左	
雇用関係	所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること	同左	



専任特例営業所技術者について（非専任の工事の場合）

【請負金額 4,500万円未満（建築一式工事は9000万円未満）】

【兼務要件B】 営業所と現場が近接していない場合（営業所が工事現場の隣接建設事務所管内にある場合）

	建設業法(改正後)	三重県発注工事	
工事契約	当該営業所において締結された工事であること	同左	事後審査時に技術者を確認する場合 企業要件(施工実績)及び配置予定技術者(資格及び施工実績)届出書(様式第2-1号)に加え、 専任特例営業所技術者の主任技術者配置予定届出書(様式第2-5号)で確認する。 契約時に技術者を確認する場合 契約時における専任特例営業所技術者の主任技術者チェックリスト(別記様式5)で確認する。
兼務現場数	1工事現場	同左	
低入札	—	低入札工事でないこと	
連絡員の配置	監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者の配置(土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事と同業種の実務経験を1年以上有する者)	同左	
人員の配置を示す計画書の作成、保存等	人員の配置の計画書を作成し現場に据え置く	同左	
現場状況を確認するための情報通信機器の設置	工事現場以外の場所から当該工事現場の状況を確認するための情報通信機器の設置(*1 P.4)	同左	
営業所と工事現場の距離	1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内(片道)	営業所が工事現場の隣接建設事務所管内にあること	
下請次数	3次まで ※工事途中で下請次数が3を超えた場合は、監理技術者等を工事毎に専任で配置する	2次まで(建築一式工事は3次まで) ※工事途中で下請次数が2を超えた(3を超えた)場合は、監理技術者等を工事毎に専任で配置する	
施工体制を確認できる情報通信技術の措置	主任技術者又は監理技術者がCCUS等を活用し遠隔から現場作業員の入退場が確認できること。 (*2 P.4)	主任技術者又は監理技術者がCCUS等を活用し遠隔から現場作業員の入退場が確認できること。 なお、当面の間は電子メールを通じた作業日報等の提出により作業員の入退場を確認できれば有効とする。	